

平塚市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市(以下「市」という。)がインターネット上に公開している平塚市ホームページへの広告掲載について、平塚市広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 平塚市ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(広告掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、1箇月を単位とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日を原則とする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置は、市長が指定する位置とし、広告掲載枠数は、18以内とする。

(広告の規格及び表現)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) サイズは、上下60ピクセル、左右120ピクセルとする。

(2) 容量は、5KB以内とする。

(3) 画像形式は、GIF形式(アニメーションGIFおよび透過GIFの使用は不可とする。)又はJPEG形式とする。

2 広告の表現は、閲覧者が平塚市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるもの又は閲覧者が市の事業であると錯誤するおそれのあるものを禁止する。

(広告枠の貸付け)

第6条 市は、広告代理店業及び同等の業務を行う事業者に対し、広告枠を賃貸する契約を締結することができる。その際、市と契約を締結した事業者(以下「契約事業者」という。)は市に対し賃借料を納付し、かつ、広告枠の適正運営に努める義務を負う。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、広告掲載希望月数につき、次のとおりとする。ただし、契約事業者が広告枠を運営する場合は、この限りではない。

(1) 5箇月まで 1枠当たり月額3万円

(2) 継続6箇月以上 1枠当たり月額2万7千円

(3) 継続12箇月 1枠当たり月額2万4千円

(広告掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとするもの(以下「申込者」という。)は、平塚市ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)により市長に申し込まなければならない。

2 前項に規定する申込みは、別に定めるところにより、インターネット申請(電子情報処理組織)を用いて行うことができる。

- 3 前2項に規定する申込みは、同一の期間中において、2枠を限度とする。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による申込みに対し、必要に応じて、資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、平塚市ホームページ広告掲載申込みに対する審査結果通知書(第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、広告掲載を適当と認める申込みが広告掲載枠数を超えるときは、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位に複数の申込者がいる場合は、広告掲載希望月数が多いものを優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、申込みの受付順により決定する。ただし、契約事業者が広告枠を運営する場合は、この限りではない。

- (1) 出資法人、指定管理者、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で市内に事業所等を有するもの
- (4) その他私企業又は自営業者等

(広告掲載料の納付)

第10条 前条の規定により広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、広告掲載の決定を受けた期間の全額の広告掲載料を納付しなければならない。ただし、契約事業者が広告枠を運営する場合は、この限りではない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、第5条に規定する規格により広告原稿(画像データ)を作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 市長は、提出のあった広告原稿(画像データ)が、平塚市ホームページに掲載する広告として適当でない判断したときは、広告主に対して広告原稿(画像データ)の変更を求めることができる。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告の変更)

第13条 広告主は、1箇月を単位として、広告の内容又はリンク先アドレスを変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により、広告の内容又はリンク先アドレスを変更しようとするときは、原則として、その変更しようとする月の前月20日までに市長に申し出て、その承認を得るものとする。

(広告掲載期間の延長)

第14条 広告掲載期間中、市の都合その他の広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、掲載しなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、その日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 前項の規定により掲載期間を延長した場合において、掲載する広告の数が第4条に規定する広告掲載枠数を超えたときは、広告掲載枠数を増やし、延長した広告を掲載する。

(広告掲載の取消し)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、又はその掲載を停止することができる。この場合において、これらによって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がなかったとき。
- (3) 広告主又は広告内容が不適當であると判断したとき。
- (4) 天災、事変その他非常事態が生じたとき。
- (5) その他平塚市ホームページへの広告掲載が適切でないとして市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、平塚市ホームページ広告掲載取消決定通知書 (第 3 号様式) により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第 16 条 広告主は、自己の都合により、平塚市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げようとするときは、広告主は、取り下げようとする日の 1 週間前までに、平塚市ホームページ広告掲載取下申出書 (第 4 号様式) により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第 17 条 納付済みの広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載の決定を取り消した日の属する月の翌月以降の納付済月額的全額とする。

3 第 1 項ただし書の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

4 広告掲載料の返還を受けようとするものは、平塚市ホームページ広告掲載料返還請求書 (第 5 号様式) により市長に請求するものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月7日から施行する。

平塚市ホームページ広告掲載申込書

(提出先) 平塚市長	年 月 日						
住所又は所在地..... フリガナ 法人名又は団体名..... フリガナ 代表者氏名..... 代表電話番号..... () F A X..... () 代表メールアドレス..... (団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)							
平塚市ホームページへの広告掲載について、次のとおり申し込みます。							
法人その他の団体の概要							
バナー広告のデザイン							
リンク先アドレス							
掲載希望期間	年 月から 年 月まで(計 箇月)						
掲載希望枠数	_____ 枠						
連 絡 先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">フリガナ 担当部署・担当者氏名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 話 番 号</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">担当者メールアドレス</td> <td></td> </tr> </table>	フリガナ 担当部署・担当者氏名		電 話 番 号	()	担当者メールアドレス	
フリガナ 担当部署・担当者氏名							
電 話 番 号	()						
担当者メールアドレス							

申込みにあつては、平塚市広告掲載要綱、平塚市ホームページ広告掲載取扱要綱その他平塚市の広告関連規程を遵守します。

平塚市広告掲載要綱第2条第1号エからキで定める基準に該当しないことを確約します。

平塚市税の滞納はありません。

平塚市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

本市では、平成23年7月1日から平塚市暴力団排除条例を施行しており、第3条、第5条に基本理念、市民及び事業者の役割を規定しています。これに則り第7条の規定により暴力団を排除しようとする場合において、必要があると認めるときは、神奈川県警察本部長に意見を聴く場合があります。

平塚市ホームページ広告掲載申込みに対する審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

平塚市長 氏名 

次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	掲載します
	掲載しません 【理由】
掲載枠数	枠
掲載期間	年 月 日から 箇月
掲載料	円
納期限	

平塚市広告掲載要綱、平塚市ホームページ広告掲載取扱要綱を遵守すること。
平塚市広告掲載要綱第2条第1号エからキで定める基準に該当する場合には、市長は広告の掲載を取り消します。この場合、これにより生じた損害に対して市は責任を負いません。また、納付された広告掲載料は還付いたしません。なお、市に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

平塚市ホームページ広告掲載取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

平塚市長

氏名



次のとおり決定しましたので通知します。

取消区分	掲載料が未納 広告原稿が未提出 広告主又は広告内容が不適當 その他
	理由
取消年月日	年 月 日
掲載料	返還なし 返還あり 円

返還がある場合は、平塚市ホームページ広告掲載料返還請求書（第5号様式）を提出してください。

平塚市ホームページ広告掲載取下申出書

年 月 日	
(提出先) 平塚市長	
住所又は所在地.....	
フリガナ 法人名又は団体名.....	
フリガナ 代表者氏名.....	
代表電話番号.....(.....)	
F A X.....(.....)	
代表メールアドレス..... (団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)	
平塚市ホームページへの広告掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出ます。	
取 下 年 月 日	年 月 日
理 由	

「取下年月日」の欄は、すでに広告の掲載をしている場合に記載してください。

平塚市ホームページ広告掲載料返還請求書

年 月 日

(提出先)
平塚市長

住所又は所在地.....

フリガナ

法人名又は団体名.....

フリガナ

代表者氏名.....

代表電話番号.....()

F A X.....()

代表メールアドレス.....

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)

平塚市ホームページへの広告掲載料について、次のとおり返還を請求します。

請求金額	円	
返還請求期間	年 月から 年 月まで(計 箇月)	
振込金融機関	金融機関名	本支店名
	預金種目	1 普通 2 当座
	支店番号	口座番号
	口座名義人(カタカナ)	

口座名義人は、請求者本人としてください。